

熊本県水産製品製造業等緊急支援事業補助金 公募要領 (〇次募集)

■募集期間 (〇次募集)

受付開始：令和5年(2023年) 月 日 ()

受付締切：令和5年(2023年) 月 日 () 必着

※持参される場合は、以下の提出先へ御提出ください。

■申請書類等の提出先・問い合わせ先

〇〇市〇〇課

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 受付時間 8:30~17:15

■ご注意・連絡事項

- ・対象となる事業者は、県内に事業所を持つ事業者です。
- ・本公募要領及び申請書類一式は、〇〇市(〇〇町)ホームページからダウンロードできます。申請に際しては、書類等の添付漏れがないよう事前に御確認のうえ御提出くださいますようお願いいたします。

令和5年(2023年) 月

熊本県・〇〇市(〇〇町)

※本書は各市町村において、熊本県水産製品製造業等緊急支援事業補助金の申請を受け付ける際に募集期間等を定めて改めて公表します。

[目次]

「重要事項」についての御説明	1
I 本事業について	
1 事業の目的	3
2 補助対象者	3
3 補助対象事業	3
4 補助対象経費	3
5 補助率等	6
6 申請手続き	6
7 実績報告・支払い	6
8 その他留意事項	7
9 その他	8
II 応募申請書類	9

「重要事項」についての御説明

本事業に係る重要事項を以下のとおり御案内いたしますので、必ず御確認、御理解のうえ、事業を実施されるようお願いいたします。

重 要 事 項	
1	<p>本事業は、「熊本県補助金交付規則（昭和 56 年規則第 34 号）」に基づき実施されます。</p> <p>補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。</p> <p>なお、事業の着手後であっても、事実と異なる記載内容での申請が発覚した場合は、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがありますので、十分に御注意ください。</p>
2	<p>補助金を申請する前に、事前に施設を管轄する保健所に相談・確認等を行う必要があります。</p> <p>本事業は食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を取得するために直接必要な事業が補助の対象となります。したがって、実施する予定の内容について事前に保健所に確認の上、チェックリストを作成してください。補助金申請の際に添付する必要があります。</p>
3	<p>補助金を申請するにあたっては、事前に所在地である市町村の商工会、商工会議所、漁協等の団体に申し出てください。</p> <p>申請予定者数や金額概算を前もって把握するため、①事業者の概要（事業者名、住所地、代表者・担当者氏名、連絡先など）、②事業内容、③事業費（予定額）、④補助金申請額、⑤事業完了予定年月日を、所属する団体（商工会、商工会議所、漁協等）に事前に報告してください。（団体から事業実施計画書（申請予定一覧表）を提出していただきます）</p>
4	<p>補助金交付決定後に補助事業の内容等を変更する際には、事前の承認が必要です。</p> <p>補助事業は、計画の承認・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、事業費の30%以上の増減や事業内容の大幅な変更などが生じる場合には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>補助事業の内容等変更となる見込みの場合は、必ず事前にご相談ください。</p>
5	<p>補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。</p> <p>補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取ることができなくなりますので、必ず期日を守ってください。</p>
6	<p>実施に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。</p> <p>補助金交付決定後であっても、実績報告書等の確認時に支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合、または、補助対象経費であっても、市中価格と比して大きく乖離した経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出することになります。</p>

<p>7 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。 単価 50 万円（税抜き）以上の施設及び機械設備等の購入等は、「処分制限財産」に該当し、事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。 処分期限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。</p>
<p>8 補助事業関係書類は事業終了後 5 年間保存しなければなりません。 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間（令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで）、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。 また、<u>会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。</u></p>
<p>9 国・県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。 同一の内容について、国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。</p>
<p>10 個人情報の使用目的 提供いただいた個人情報は、以下の目的のため国と県との間で共有します。 (1) 補助金事業の適正な執行のために必要な連絡 (2) 経営活動状況等を把握するための調査 (3) その他補助金事業の遂行に必要な活動</p>
<p>11 補助対象者 補助対象者は、以下の条件を満たす必要があります。 (1) 本補助金交付申請時において、熊本県内に事業所を有すること。 かつ、補助金交付申請時において熊本県内で事業を行っている事業者であること。 (2) 食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を新たに取得する事業者であること。 (3) 令和 2 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち任意の 3 か月の合計売上高又は合計売上総利益（いわゆる粗利）が、新型コロナウイルス感染症拡大前（平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで）の同 3 か月間の合計売上高又は合計売上総利益と比較して 5%以上減少したと認められること。</p>
<p>12 その他 申請・補助事業者は、本公募要領や実施要領に記載のない細部については、熊本県及び〇〇市（〇〇町）の指示に従うものとします。</p>

I 本事業について

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大や資材価格高騰の影響を受ける中において、食品衛生法の改正に伴い新たに営業許可の取得が必要となった事業者に対して、許可取得のために必要な施設整備を支援することにより、本県事業体の経営継続を図るものです。

2 補助対象者

(1) 本事業の補助対象者は、以下に掲げる要件を満たす必要があります。

ア 本補助金交付申請時において、熊本県内に事業所を有すること。

かつ、補助金交付申請時において熊本県内で事業を行っている事業者であること。

※ 個人事業主においては熊本県内に住民登録があり、また法人においては主たる事業所について熊本県内が登記所在地であること(確定申告書や現在事項全部証明書等で確認します。)

イ 食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を新たに取得する事業者であること。

ウ 令和2年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計売上高又は合計売上総利益(いわゆる粗利)が、新型コロナウイルス感染症拡大前(平成31年4月から令和2年3月まで)の同3か月間の合計売上高又は合計売上総利益と比較して5%以上減少したと認められること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 国、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織若しくは団体

オ 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者

カ 県税の未納がある

3 補助対象事業

(1) 食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を取得するために必要な施設整備・機械購入等の事業であること。

(2) 熊本県内において実施される事業であること。

(3) 同一内容の事業について、国や県が助成する他の制度(補助金・委託費等)と重複する事業を行うものでないこと。

4 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

イ 事業期間中に支払いが完了した経費

ウ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象期間について

補助対象となる経費は、補助対象期間中（令和4年4月1日から令和6年3月8日まで）に新たに営業許可を取得するために必要な施設整備・機械購入を実施したこと等に要する費用の支出のみに限られます。補助事業期間中に発注や引き渡し、支払い等があっても、実際の事業の取組みが補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象になりません。

(3) 経費の支払い方法について

- ・補助対象経費の支払い方法は、銀行振込が原則です。補助金執行適正性の確保のため、旅費や現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜き）の支払は、現金支払いは原則認められません。自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払いは認められません。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ・クレジットカードによる支払は、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象が経費となります。分割支払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。
- ・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。
- ・代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払いのルール（補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要）及び②補助事業者と立替払いの者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われることの双方を満たさなければなりません。
- ・いわゆる電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、補助対象者からの支出であることに加え、上記と同様、補助金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理、保存、提出できるものであることが必要です。

(4) 補助対象経費の内訳

- ・食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を取得するために直接必要な事業で、次に掲げる経費となります。なお、①②の経費については、事前に施設を管轄する保健所に相談等を行い、確認が得られた内容であるものが対象となります。

①施設整備費	■食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を取得するために必要な施設整備費用 例) 壁、シャッター、包装室の区画、手洗い設備、コンクリート舗装など ※机、椅子等汎用性の高いものは除く。
②機械装置等導入費	■食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を取得するために必要な機械装置等の購入に要する経費 例) 紫外線殺菌装置、浄化フィルターなど
③経営相談等経費	■経営診断士等、事業を実施するうえで専門的な知識を有する第三者への相談費用 ※ただし、総事業費の20%以内までとする。

- (5) (4) ①から③に掲げる各費目に係る経費以外は、原則補助対象外となります。また、上記①から③に掲げる経費においても、下記に該当する経費については対象となりません。
- ・補助事業の目的に合致しないもの。
 - ・必要な経理書類を用意できないもの。
 - ・自社内部の取引によるもの。
 - ・オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
 - ・不動産等購入・取得費、修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除く）、車検費用
 - ・自動車等の車両、自転車
 - ・文房具等の事務用品等の消耗品代・パソコン・プリンター・複合機・タブレット端末・ウェアラブル端末・電話機・家庭及び一般事務用ソフトウェア（これらの支出はすべて汎用性が高いものとして対象外となります）
 - ・単なる取替え更新であって、営業許可取得に関係のない機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用（設備処分費に該当するものを除く）。
 - ・金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
 - ・公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とする。）
 - ・各種保証、保険料
 - ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ・仮想通貨、クーポン、ポイント（クレジットカード等から付与されたもの）、金券、商品券（消費税増税に伴い発行されるプレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出に係わらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
 - ・役員報酬、直接人件費
 - ・各種キャンセルに係る取引手数料等
- (6) その他、補助対象経費全般にわたる留意事項
- ・補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
 - ・補助事業における発注先の選定にあたっては、1件あたり10万円超（税込）を要するものについては、2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選んでください。ただし、発注する事業内容の性質上、2社以上から見積をとることが困難な場合は、当該企業を随意契約の対象とする理由書を補助金交付申請時に提出してください。
 - ・中古品の購入は、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます。）による購入は不可。）から同等品についての見積（見積書、価格表等）を取得してください。なお、中古市場において広く流通していない中古機械設備等、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は対象外となります。
 - ・補助対象経費として認められる単価上限の設定はありません（中古品の購入を除く）が、単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号第5条に定める期間）において処分（補助事業

目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることがあります。

- ・処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要領違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

5 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

補助率 補助対象経費（税抜き）の2分の1以内

補助額 25万円～500万円

- ・1,000万円以上の補助対象となる事業費に対して、500万円が補助上限となります。
 - ・1,000万円未満50万円以上の場合は、その2分の1の金額が補助上限となります。
 - ・事業費が50万円未満の事業は、補助対象外となります。
- ※千円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てます。

6 申請手続き

(1) 受付期間（○次募集）

受付開始：令和5年（2023年） 月 日（ ）

受付締切：令和5年（2023年） 月 日（ ）必着

〈提出先・お問合せ先〉

〇〇市〇〇課

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 受付時間 8:30～17:15

(2) 提出資料

応募申請書類で定める提出書類（9ページ参照）を〇〇市〇〇課へ御提出ください（郵送の場合は、必ず封筒等に「熊本県水産製品製造業等緊急支援事業補助金に係る応募書類在中」と御記載ください。）。

(3) 申請件数

原則として同一事業者からの申請は1件とします。ただし、同一事業者において複数の施設がある場合は、食品衛生法に係る営業許可が必要な施設ごとに申請が可能です。

7 実績報告書・支払い

補助対象期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月8日（金）までです。期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます。）した日から30日を経過した日又は令和6年（2024年）3月8日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を、〇〇市〇〇課まで提出しなければなりません（様式は別途ホームページに掲載しま

す)。提出いただいた資料に基づき、順次精算・支払い手続きに入ります。
また、事業の内容によっては、施設の検査（現地）を実施する場合があります。

8 その他留意事項

本事業の採択となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。また、公募要領1~2ページ記載の「重要事項」について、十分に御留意ください。

(1) 交付決定手続き

- ・交付申請の審査において事業対象外経費の計上等の不備が確認された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます（交付決定を受けても、後に補助対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて交付額を決定します。）。

(2) 事業計画内容や経費の配分変更等

- ・交付決定を受けた後、補助対象事業費の30%以上の増減や内容の大幅な変更、補助事業の中止（一時中断）・廃止（実施取りやめ）をしようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 補助金の交付

- ・補助事業を完了したときは、実績報告書を定められた期間内に提出しなければなりません。
- ・実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払となります。概算払いが必要と認められる場合は、事業の進捗に応じて概算払の請求をすることができます。
- ・補助金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(4) 補助対象事業の経理

- ・補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業終了後、当該年度の終了後5年間（令和11年（2029年）3月31日まで）保存しなければなりません。

(5) 検査等

- ・補助事業の進捗状況確認のため、熊本県が実地検査に入ることがあります。また、補助事業終了後、補助金使用経費に掛かる帳簿類や設備等の検査に入ることがあります。
- ・原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ・補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ・補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等をした場合には、補助金交付決定の取消、返還命令（加算金の徴収も含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返金（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

- ・食品衛生法上の営業許可を受けた施設では食品衛生責任者を配置する必要があります。食品衛生責任者は関係機関が行う講習会を定期的を受講して食品衛生の最新情報を習得するとともに、従事者に対して衛生教育・訓練を行う役割がありますのでご留意ください。

II 応募申請書類

- ※ 提出書類等の作成・送付に係る費用は補助対象外であり、申請者の方に御負担いただきます。また、申請書類等の返却は致しませんので、必ず正本の控えをとっておいてください。
- ※ 提出書類に不備がある場合は、審査の対象とならないことがありますので、御注意ください。

(応募書類一覧表)

	備考
■補助金交付申請書(各市町村において定める様式)	(熊本県農林水産業振興補助金等交付要項別記第3号様式を準用可)
■事業計画書(熊本県水産製品製造業緊急支援事業実施要領別記第2号様式)	
■保健所への事業相談チェックリスト(県ホームページに掲載しているもの)	必ず保健所の確認を受けてください。
■見積書等 ※対象経費全て	・10万円(税込)以上のものについては、原則2社以上から見積書を徴取してください。(発注する事業内容の性質上、2社以上から見積をとることが困難な場合は、当該企業を随意契約の対象とする理由書を添付してください。)
■新型コロナ感染拡大前に比べて売上高又は合計売上総利益が減少したことを示す書類(要件) ※令和2年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計売上高又は合計売上総利益(いわゆる粗利)が、新型コロナウイルス感染症拡大前(平成31年4月から令和2年3月まで)の同3か月間の合計売上高又は合計売上総利益と比較して5%以上減少したと認められること。	・事業や店舗ごとではなく、企業単位で合算した売り上げが減少している必要があります。 ・主たる事業の他に副業等で得た売上についても合算して算出してください。
■県税納税証明書 ※県税に未納がない証明	・申請時3か月以内に県が発行したもの
(法人の場合) ■現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (個人の場合) ■住民票	・申請時3か月以内に法務局又は市町村が発行したもの
■函面及び施工前の写真等	

(提出部数)

2部(市町村用・県用)

(提出先・お問合せ先)

〇〇市〇〇課

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 受付時間 8:30~17:15

(提出締切) (一次募集)

令和5年(2023年) 月 日()必着